

報告事項 1

損害賠償請求事件等について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和7年8月5日

教 職 員 課

損害賠償請求事件について

1 当事者

原告（控訴人、上告人兼申立人）：教育委員会事務局 行政職員

被告（被控訴人、被上告人兼相手方）：愛知県

2 事件の概要

原告は、職場への通勤時間が自家用車で片道 78 分以上を要し、家庭の事情等もあることから、自らの住所に近い職場への異動を毎年度希望しているにもかかわらず、愛知県教育委員会がその希望に沿う異動をさせないことは違法であると主張して、慰謝料 30 万円（及び遅延損害金）の支払いを求めて提訴したもの。

（提起日：令和 5 年 3 月 30 日）

3 判決の概要

(1) 判決結果 第一審判決 県側勝訴（令和 6 年 3 月 15 日）

控訴審判決 県側勝訴（令和 7 年 1 月 30 日）

上告審決定 県側勝訴（令和 7 年 7 月 9 日）

(2) 理由趣旨

地方公務員の転任は、任命権者の合理的な裁量権に任されており、諸般の事情を総合考慮した上で、当該転任が社会通念上著しく妥当性を欠くものと判断される場合には、裁量権の逸脱又は濫用があったものとして違法となる。

原告が異動を希望し続けていることは考慮すべき事情であるが、任命権者は当然にその希望に沿った転任をしなければならないものではない。原告の通勤時間は家庭事情を考慮しても許容範囲を超えとはいえず、この他に県教育委員会が原告を転任させないことが社会通念上著しく妥当性を欠くとする事情は認められない。

原告は、原告を転任させないことが憲法、犯罪被害者等基本法等の法律、愛知県の条例規則等に違反する旨主張するが、これらの法令には、原告の転任について具体的な権利を発生させる規定はなく、この他の事情を考慮しても、原告を転任させないことが憲法や法令等に違反するとはいえない。

戒告処分取消請求事件について

1 当事者

原告（控訴人、上告人兼申立人）：教育委員会事務局 行政職員

被告（被控訴人、被上告人兼相手方）：愛知県教育委員会

2 事件の概要

原告は、①他の職員から暴行を受けた等の事実とは異なる内容で4回にわたり警察へ通報したこと、②市町村職員（A）に対して臀部を蹴ったり、肘打ちをしたりしたこと、③職場の上司（B）に反抗し、デスクトレでBの肩を叩いたことにより、平成29年10月12日付けで愛知県教育委員会から戒告処分を受けたものであるが、懲戒事由は全て虚偽であり、事実の基礎を欠くとして、同処分の取消しを求めて提訴したもの。

（提起日：令和元年8月29日）

3 判決の概要

- (1) 判決結果 第一審判決 県側勝訴（令和5年11月29日）
控訴審判決 県側勝訴（令和6年12月12日）
上告審決定 県側勝訴（令和7年7月16日）

(2) 理由趣旨

①について、原告は職員らから複数回にわたり暴行等を受けており、適正な通報である旨主張するが、原告の主張を裏付ける証拠はない。反対に、各通報に至る経緯について関係者は概ね一致した内容を供述しており、不自然・不合理な点はなく、原告に対する暴行等の事実はなく、通報する理由がなかったと認められる。

②について、Aの供述内容からは、Aは当時原告と面識がなく、行為者が原告であると特定できず、暴行と評価できる程度の行為であったか疑義が残り、被告の主張は採用できない。

③について、原告はBに暴行した事実を否認するが、証拠上認められる事実と各証人の証言より、原告がBの肩を殴打したことが認められる。

①③の行為は懲戒事由に該当し、公務遂行に対する信頼が毀損されるとともに、複数回にわたり所属の業務に支障が生じたものと認められ、さらに本件処分である戒告が比較的軽微な処分であることを考慮すると、②の事実が認められないとしても、本件処分は適法にされたものであり、原告の本件請求には理由がない。

国家賠償等請求事件について

1 当事者

原告：名古屋市立学校教諭遺族4名

被告：名古屋市及び愛知県

2 事件の概要

名古屋市立学校の教諭であったA教諭は、平成28年12月2日、うつ病により自死した（令和5年10月4日付け公務災害認定）。

このことについて、A教諭の遺族である原告らは、当時の校長には、A教諭の時間外の業務時間や業務内容が過重なものとなっており、心身の健康状態を悪化させ得ることが認識可能であったにもかかわらず、特段の措置を取らなかったという安全配慮義務違反の過失が認められるとし、被告名古屋市は国家賠償法第1条第1項と債務不履行責任による損害賠償義務を負うとした。

また、被告愛知県は当時の校長の給与負担者として、国家賠償法第3条第1項に基づきその損害を連帯して賠償する義務があるとして、総額8,026万5,747円の損害賠償を求めて提訴した。（提起日：令和6年4月4日）

3 結果の概要

(1) 結果

令和7年7月17日、原告と被告名古屋市との間で以下のとおり和解が成立し、県への訴えは取り下げられた。

(2) 和解の概要

- ① 被告名古屋市は、原告らに対し、解決金として金5,600万円の支払義務があることを認める。
- ② 被告名古屋市は、原告らに対し、前項の金員を、指定期日までに、指定の預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告名古屋市の負担とする。
- ③ 原告らは、その余の請求を放棄する。